

対象建築物一覧表

用途・所在地により報告年度が定められており、2025年度は、下表の **Aグループ** が報告対象です。



下表にあてはまる建築物であっても、以下のいずれかに該当する場合は **対象外** です。

- ① 該当する用途部分の床面積が **200㎡以下** のもの
- ② 該当する用途部分が **避難階のみ** あるもの

グループ	用途	規模・階数 左の用途に供する部分の面積が、下記のいずれかに該当するもの	報告の時期
A	1 劇場・映画館・演芸場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席が200㎡以上のもの ④ 主階※1 が1階にないもの（劇場・映画館または演芸場に限り）	2025年度 (令和7年度) 8/1～11/28
	2 観覧場(屋外にあるものを除く)・公会堂・集会場(100㎡を超える集会室があるものに限る)		
	3 体育館(学校に附属するものを除く)・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2000㎡以上のもの	
	4 学校・体育館(学校に附属するものに限る)	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの	
	5 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・展示場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの	
	6 東灘区・灘区に所在する共同住宅※2	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの（ただし、地階に住戸又は住戸からの避難経路がある場合に限り） ② 6階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの	
B	1 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等※3・共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホームに限り)	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの	2026年度 (令和8年度) 8/3～11/30
	2 ホテル・旅館		
	3 事務所その他これに類するもの	用途に供する部分の床面積が、建物全体で1000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数＋地下階数」が5以上であるもの	
	6 北区・須磨区・垂水区・西区に所在する共同住宅※2	Aグループ 6. 共同住宅の要件と同じ	
C	2 公衆浴場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの	2027年度 (令和9年度) 8/2～11/30
	3 キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・待合・料理店・飲食店		
	6 中央区・兵庫区・長田区に所在する共同住宅※2	Aグループ 6. 共同住宅の要件と同じ	

※1 「主階」とは、客席のある階を言います。

(神戸市建築基準法施行細則 第7条による)

※2 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。

※3 「児童福祉施設等」は、以下のもののうち、要援護者の収容施設のあるものを対象とします。

児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)